

厚生労働省からのお知らせ

▶厚生労働省の「毎月勤労統計調査」で全数調査するとしていたところを一部抽出調査で行っていたことについて

毎月勤労統計調査の「500人以上規模の事業所」について、全数調査するとしていましたが、2004年以降、東京都に対し、厚生労働省が抽出した事業所名簿を送付し、当該名簿に基づき抽出調査を行うこととしていました。

また、2017年までの集計は全国均一の抽出率という前提で行われており、抽出調査が行われていた東京都分について復元が行われていませんでした。

この結果、統計上の賃金額が低めに出ており、同調査の平均給与額の変動を基礎としてスライド率等を算定している雇用保険、労災保険、船員保険の給付額に影響が生じています。

▶今後の対応方針

2004年以降追加給付が必要となる時期に遡って対応します（現在受給されている皆様にも対応します）。

- ☞ 追加給付が必要な方には、2004年以降追加給付が必要となる時期に遡って追加給付を実施します。
- ☞ 本来の額よりも多くなっていた方には、返還は求めないこととします。

関係のコンピュータシステムの改修や住所等の確認など正確な支給のための最低限の準備を経て、対象者の特定、給付額の計算が可能なケースから、できる限り速やかに順次追加給付を開始することを予定しています。

国民の皆様には、御迷惑をおかけしておりますこと心よりお詫び申し上げます。

雇用保険関係の給付を受給された方へ

次の雇用保険関係の給付を、2004年8月以降に受給された方が対象となり得ます。

- ◆ 基本手当、高年齢求職者給付金、特例一時金、傷病手当
- ◆ 個別延長給付、訓練延長給付、広域延長給付、地域延長給付
- ◆ 就業手当、再就職手当、常用就職支度手当、就業促進定着手当
- ◆ 高年齢雇用継続給付、育児休業給付、介護休業給付
- ◆ 教育訓練支援給付金
- ◆ 就職促進手当（労働施策総合推進法）、失業者の退職手当（国家公務員退職手当法）等

※ 2004年8月以降に給付を受けた方でも、時期や賃金日額によって追加給付の対象にならないことがあります。

システムの改修や住所等の確認など正確な支給のための最低限の準備を経て、対象者の特定、給付額の計算が可能なケースから、できる限り速やかに順次追加給付を開始することを予定しています。追加給付の時期の目安の概略は以下のとおりです。

	お知らせ開始時期	お支払開始時期
現に給付を受けている方	3月18日～ (一部の方の過去分は10月頃)	将来分：3月18日～
		過去分：4月～(一部の方は11月～)
過去に給付を受けていた方	育児休業給付：8月頃～	11月頃～
	それ以外：10月頃～	

※ 今後の手続きに役立つ可能性がありますので、次の書類お捨てずに保管してください。

- 【雇用保険の失業等給付】 受給資格者証、被保険者証
- 【就職促進手当】 就職促進手当支給決定通知書など支給の事実が確認できる書類
- 【失業者の退職手当】 失業者退職手当受給資格証 等

※ 労働施策総合推進法に基づく就職促進手当及び国家公務員退職手当法に基づく失業者の退職手当を現に受給している方は、3月18日から就職指導や失業認定の際にお知らせをお渡しし説明した上で、4月から順次お支払いしてまいります。一方、過去に受給していた方のうち受給の状況が確認できる方については、就職促進手当を受給していた方については4月から、政府職員失業者退職手当を受給していた方はできる限り速やかに、お知らせを送付し、順次お支払いすべく、今後もできるだけ速やかに、より詳細なスケジュールをお示しできるよう、努力してまいります。

雇用調整助成金を受給された事業主様へ

2004年8月から2011年7月までの間及び2014年8月以降に、休業、教育訓練又は出向の初日を設けて雇用調整助成金（中小企業緊急雇用安定助成金を含みます。）を受給されている場合、追加支給の対象となる可能性があります。

※ 1人1日当たり助成額単価が、雇用保険の基本手当日額の最高額を超えていた場合、追加の支給を受ける対象となります。

所在地データが残っている事業主については、準備が整い次第、お手紙にてご連絡を差し上げます。2004年8月から2011年7月までの間に休業等の初日を設けた雇用調整助成金を受給していた場合は、助成金の申請に当たり、各都道府県労働局に提出された申請書（支給申請書やその添付資料の賃金台帳等）及び支給決定通知書が必要となります。まず現に支給期間中の事業主の方については、3月18日から、再計算した金額で支給を開始する予定※としております。一方、既に支給決定された分については、対象となることが確認できた方から2019年4月以降お知らせを送付し、回答を踏まえ順次追加支給を開始する予定です。

※ 再計算した金額による支給が可能となった日以後の日の支給分

労災保険の給付を受給された方へ

2004年7月以降に、次の給付を受けた方が追加給付の対象になる可能性があります。なお、再計算の結果、追加給付が生じない方もいらっしゃいます。

- ◆ 傷病（補償）年金、傷病特別年金
- ◆ 障害（補償）年金、障害特別年金
- ◆ 遺族（補償）年金、遺族特別年金、遺族特別一時金
- ◆ 休業（補償）給付、休業特別支給金 等

			お知らせ開始時期	お支払い開始時期
労災年金	現に受給中の方	将来分 (4・5月分から再計算した額で支給)	4月	6月～
		過去分	5月～ (一部の方は9月～)	6月～ (一部の方は10月～)
	過去に受給されたことがある方		9月頃～ ※1	10月頃～ ※2
			お知らせ開始時期	お支払い開始時期
休業（補償）給付	現に受給中の方	将来分（4月に休業した請求分から再計算した額で支給）	—	5月～
		過去分	6月～ (一部の方は7月～)	7月～ (一部の方は8月～)
	過去に受給されたことがある方		8月～ (一部の方は11月～) ※1	9月～ (一部の方は12月～) ※2

※1 現住所を特定できた方より順次 ※2 必要な本人確認を踏まえて順次

※ 今後の手続きに役立つ可能性がありますので、次の書類は捨てずに保管してください。

支給決定通知・支払振込通知、年金証書、変更決定通知書

船員保険の給付を受給された方へ

毎月勤労統計の再集計値等を用いたスライド率の再計算結果により、2004年8月以降に船員保険制度の職務上災害により障害年金や遺族年金等（※）を受給されていた方のうち、必要な方について追加給付を行います。

※障害年金や遺族年金のほか、職務上傷病手当金、障害手当金、遺族一時金等の給付も対象となる可能性があります。

今後、速やかに対象者の特定作業等を進めるとともに、その後、まずは、現在職務上災害により障害年金や遺族年金を受給中の方について、給付額を改定するお知らせを送付した上で、2019年4月15日に、現在利用中の口座に追加給付を行う予定です。過去に給付を受けていた方については、2019年4月から順次お知らせを送付し、ご回答を踏まえ、6月から順次支給を開始する予定です。

※ 労災保険の上乗せ給付のみを受給している方には、労災保険との調整次第、順次支給を行います。

※ 今後の手続きに役立つ可能性がありますので、次の書類は捨てずに保管してください。

支給決定通知・振込通知、年金証書、改定通知書

今後、追加給付事務の準備状況、追加給付開始後は追加給付の進捗状況も厚生労働省ホームページにて公表していきます。

●雇用保険の追加給付に関するQ&A

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000150982_00005.html

●労災保険の追加給付に関するQ&A

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_03401.html

●船員保険の追加給付に関するQ&A

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_03439.html

Facebookやツイッターでのお知らせも随時行っております。

雇用保険・労災保険・船員保険の給付を受給していた皆様へ

「追加給付問合せ専用ダイヤル」 を設置いたしました

全国どこからでも通話料無料で
お電話いただけます

2019年1月11日から

2004年8月以降※に支給された雇用保険、
労災保険、船員保険の給付に追加給付がある
可能性があります。

※労災保険は2004年7月以降

以下の問合せ専用ダイヤルで御質問・御相談を受け付けます。
疑問の点は、まず御連絡ください。

こんな疑問に
お答えします

- ◆ 毎月勤労統計の関係で追加給付が発生するのはなぜ？
- ◆ どのような給付が追加給付の対象になりますか？
- ◆ いつ頃給付されたものが対象になりますか？
- ◆ 名前や住所が変わっているのですが…

専用ダイヤル
はこちら

★雇用保険 0120-952-807
(※事業主向け助成金の問い合わせを含む。)
★労災保険 0120-952-824
★船員保険 0120-843-547
0120-830-008

どの保険に係る問い合わせか御不明の場合、いずれの専用ダイヤルでもお問い合わせいただけます。

受付時間 平日 8:30～20:00 土日祝 8:30～17:15

追加給付問い合わせ専用ダイヤルは午前中混み合い、比較的午後がつながりやすい状況です。
ご相談の期限は、当面、設けません。

本件に関して、都道府県労働局、ハローワーク（公共職業安定所）、労働基準監督署、全国健康保険協会又は日本年金機構から直接お電話や訪問することはありませんので、これらをかたる電話・訪問があった場合はご注意ください。また、追加給付の対象となる方への郵便物によるお知らせは、今後システム改修等の準備が整い次第、順次行う予定です。あらかじめ報道機関やホームページ等を通じお知らせしてまいりますので、それまでの間、これらをかたる郵便物にもご注意ください。御不明の点は上記の専用ダイヤルまでお問い合わせください。



厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署・ハローワーク・全国健康保険協会・日本年金機構

LL310401保02